

# 産学連携ロボット研究開発支援事業に係る広報資材作成業務委託仕様書

## 1 業務の目的

2015 年度から会津大学（以下「甲」という）において福島県の補助事業により実施している「産学連携ロボット研究開発支援事業」の取組内容及び成果について紹介する広報資材を作成する。

### ・冊子について

ロボティクスや機械工学に興味がある企業等が、当該プロジェクトやロボット関連産業に参加したいと思えるような、あるいはロボット関連事業での協業のきっかけを掴むのに役立つような広報資材を作成する。

### ・ビデオについて

ロボティクスとは直接関係ない業種であるが、これからロボットを使って自らの事業を効率化したい、更なる作業の正確性を確保したい、人員不足を解消したいと考えている企業等が当該プロジェクトやロボット関連産業に参加したいと思えるような広報資材を作成する。

以上により、ロボット関連産業の裾野拡大とロボットの社会実装の促進及びロボットを活用した県産業の活性化に貢献する。

## 2 業務の期間

契約締結の日から 2024 年 3 月 29 日（金）

## 3 業務の作業体制

### （1）業務の体制

受託者（以下「乙」という）は本仕様書に定める業務委託の内容を円滑に進めるため、必要な業務委託体制を構築すること。

### （2）福島県の意向の反映

福島県（次世代産業課）の意向も広報資材に反映するため、甲とともにふくしまロボット産業推進協議会のロボット産業支援コーディネーター、場合によっては福島県次世代産業課の担当者等の意見を随時聴取しながら作成作業を進めること。なお、コーディネーターについては会津大学において指名し、同氏に対する旅費や謝金などは乙からの支払い義務はない。

### （3）本学との意思疎通

業務履行の進捗状況の報告や協議・相談を行うため、随時ミーティングを行うこととするが、頻度・内容・方法等については甲側の担当者等と相談の上決定する。

## 4 委託業務の内容

### （1）内容

#### ア ロボット関係者、機械工学関係者向けの冊子広報資料の作成

福島県内のロボット関係者や、機械工学関係者が、福島県の補助により甲が展開している産学連携ロボット研究開発支援事業に興味を持ち、自らもプロジェクトやロボット関連産業に参加したいと思うような冊子広報資材を作成する。

取材先については、現在甲が連携して研究を進めている 6 社を中心とするが、甲と相談の上決定するものとする。

なお、ページ数は表紙・裏表紙を除いて16ページを目安とし、500部納品するものとする。

#### イ 異業種の方々向けのビデオ広報資料の作成

福島県内のロボット関係者や機械工学関係者以外の「異業種」の方々が生産連携ロボット研究開発支援事業に興味を持ち、プロジェクトやロボット関連産業に参加したいと思えるような「わかりやすい」ビデオ広報素材を作成する。

適宜、テロップやコンピュータグラフィック等の映像技術を使用するなど工夫し、構成や演出を検討・企画すること。

取材先については、事前に甲と相談の上決定するものとする。

なお、ビデオの長さは5～6分程度とし、YouTubeにアップロード可能な形式(MP4)により納品するものとする(YouTubeへのアップロードは甲が行う)。

#### (2) 録音・編集

ア 適切なナレーターを用意して、ナレーションをつけること。またナレーション原稿は乙において用意すること。

イ 動画に適したBGMや効果音をつけること。BGM等の音楽素材の仕様に関しては、基本的にオリジナルかフリー音源を使用するなど、著作権の問題が発生しないようにすること。著作権等の許諾、使用料等が必要となる場合には、本件委託業務に含むものとし手続きは乙において行うこと。

ウ 動画の企画は16:9とし、フルハイビジョン(1920×1080)映像でMPEG4形式とする。

エ 編集は、デジタル編集およびMA(整音等)作業をすること。

オ 制作した動画はYouTube等のWebサイトにアップロード可能で、画像・音声鮮明に視聴できる仕様にする

カ 納品前に甲による確認を1回以上受けること

#### (3) 業務体制

ア あらかじめ甲と調整したスケジュールで作業を行うこと

イ 制作作業にあたるディレクターを置くとともに、当該業務担当の業務従事者を確保すること。また、ディレクターおよび業務従事者は、コンテンツを制作する上で画像や映像、音声などの専門的知識と技能を有すること。

#### (4) 独自提案

ア ロボット関係者、機械工学関係者向けの冊子広報資料について

- ・紙質や紙の厚さなどについては、手に取った方々がある程度長期間保管いただけるような設定を提案いただくものとする。
- ・表紙を含めた内部のデザインについては、同広報資材作成の目的に最も適した内容で提案いただくものとする。
- ・その他同広報資材を魅力的にするための提案があれば提示いただくものとする。

イ 異業種の方々向けのビデオ広報資料

- ・ロボティクスや機械工学関係者向けではないため、一般の方々にもわかりやすい内容とするための工夫を提案いただくものとする。
- ・本事業により近い将来実現可能な「夢」についての内容を盛り込むものとし、具体的にその内容を提案いただくものとする。

ウ その他

- ・冊子広報資材、ビデオ広報資材の連携や統一感のあるデザインなどを提案いただく

ものとする。

- ・甲と共同研究を行っている企業への取材に関する謝金について、乙に支払い義務はない。ただし、異業種企業への取材に関して謝金等が発生する場合は乙の負担とする。
- ・乙は冊子広報資材、ビデオ広報資材の取材について素材の共有などを含め可能な限り効率的に行うものとする。

## 5 成果納品

### (1) 成果物

- ・実績報告書（電子データ及び紙媒体）
- ・冊子広報資材（冊子500部及び電子データ）
- ・ビデオ広報資材 2部（MPEG4データ）（YouTubeに掲載予定）

### (2) 納期

2024年3月29日（金）午後5時まで

### (3) 納品場所

公立大学法人会津大学復興創生支援センター

## 6 留意事項

- (1) 本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、甲と協議の上決定すること。
- (2) 本業務で得られた情報等については、甲の許可なくして流用してはならない。
- (3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、乙の負担とする。
- (4) 業務の遂行にあたり、発生した事故等については、乙の責任において対処するものとする。
- (5) 成果の帰属  
本業務により得られた成果は、原則として甲に帰属するものとする。
- (6) 法令等の遵守
  - ①個人情報等の守秘義務  
本業務を通して知り得た個人情報及び企業の情報等については、他に漏洩してはならない。なお、個人が特定される情報は原則として第三者へ提供しないこと。
  - ②個人情報等の目的外使用の禁止  
個人情報及び企業の情報等については、他の目的で使用する事及び売買することを禁止する。
- (7) 信用失意行為の禁止  
乙は、本業務の実施にあたり接触する企業及びその関係者と利害関係を持つなど、甲の信用を失墜する行為を行ってはならない。
- (8) 損害の賠償  
本業務に関連し、乙の故意又は過失など乙の責により甲に損害が生じた場合は、乙は甲に対してその損害を賠償しなければならない。
- (9) 成果品の所有権、著作権(著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む)、利用権は、甲に帰属するものとする。また成果品の一部に第三者が有する著作物を使用した場合は、所有者、著作権、利用権等に関して必要な手続きを行い、使用料等の負担および責任は乙において負うものとする。

- (10) 成果品に対して第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、甲の責に帰すべき事由による場合を除き、乙の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、甲に損害が生じた場合にはその損害を賠償しなければならない。
- (11) 電子媒体によるデータ納品については、ウイルス対策ソフトにより検査した上で納品すること。納品物が納品時点でウイルスに感染していることにより、甲または第三者が損害を受けた場合は、すべて乙の責任と負担により原状回復、および他賠償等について対応すること
- (12) 業務完了後に、乙の責任に帰すべき事由による成果品の不良箇所があった場合は、乙は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は乙の負担とする。